

宮古市新型インフルエンザ等

対策行動計画の概要

1 宮古市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

(1) 計画策定の背景

- ・ 新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持たないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- ・ 平成25年4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行され、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国及び地方自治体においては、実施体制等を整備する必要がある。
- ・ 本市では、特措法の制定以前から、「宮古市新型インフルエンザ対策行動マニュアル」を作成していたが、特措法の施行、政府及び岩手県の新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を受け、市の対策の充実や強化を図るため、新たに行動計画を策定する。
※今後、県ガイドラインや専門的知見をもとに行動マニュアルを改正し、対策の充実を図る。

(2) 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

新型インフルエンザ等 (特措法第2条第1号)	新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項)	新型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第1号) 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
		再興型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第2号) かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
	新感染症 (感染症法第6条第9項)	全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る (特措法第2条第1号において限定)

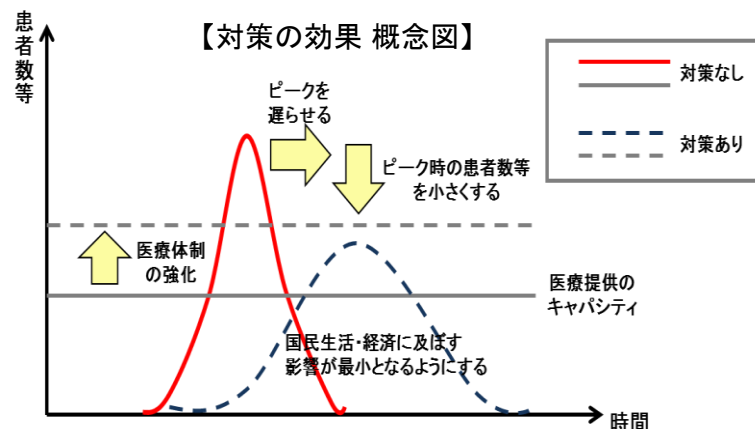
(3) 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

①対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える

②対策の留意点

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 危機管理としての特措法の性格
- ・ 関係機関相互の連携協力の確保
- ・ 記録の作成・保存



③被害想定

区 分		全 国	岩手県	宮古市
受診患者数		約2,500万人	約254千人	約11,300人
入院患者数	病原性が中等度	約53万人	約5.4千人	約240人
	病原性が重度	約200万人	約20千人	約890人
死亡者数	病原性が中等度	約17万人	約1.7千人	約75人
	病原性が重度	約64万人	約6.5千人	約290人
1日あたりの最大入院患者数	病原性が中等度	約10.1万人	約1,030人	約45人
	病原性が重度	約39.9万人	約4,060人	約180人

- ※ ・ 病原性が中等度: 1957年アジアインフルエンザ等程度(致命率0.53%)
 ・ 病原性が重度: 1918年スペインインフルエンザ程度(致命率2.0%)

(4) 市行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画
- 特措法で新たに規定された各種の対策や措置とその運用を記載
- 市をはじめ、県・医療機関・指定(地方)公共機関等、各々の役割分担を明記

項目	特色	期待される効果
体制整備	・庁内一体となった体制整備の推進 ・国や県、事業者等との連携を図る	・事前準備の進捗の確認 ・相互一体となった取組み
	●新型インフルエンザ等緊急事態宣言時における対策 ・宮古市新型インフルエンザ等対策本部設置(本部長:市長)	・市長の権限強化
まん延防止	・基本的な感染対策について普及、啓発 ・地域や職場における感染対策の強化	・感染拡大の可能な限りの抑制
	●新型インフルエンザ等緊急事態宣言時における対策 ・不要不急の外出自粛や施設の使用制限呼びかけ	
予防接種	・登録事業者に対する特定接種の実施 ・市民に対する予防接種の実施	・社会機能維持 ・適切な接種によるまん延防止
医療・サーベイランス体制	・国・県が実施するサーベイランスへの協力	・国や県等との連携強化

(5) 発生段階ごとの主な対策の概要

項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の目的	・体制の整備 ・発生の早期確認に努める	・県内発生の遅延と早期発見 ・県内発生に備えて体制を整備	・県内発生の遅延と早期発見 ・県内発生に備えて体制を整備	・感染拡大をできる限り抑制 ・適切な医療提供 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・市民生活・市民経済への影響の最小限化	・市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二派に備える
実施体制	・市行動計画の策定 ・連携体制の強化 ・訓練の実施	・対策班会議を通じた情報収集及び初動対応の協議	・幹事会を通じた情報収集及び県内発生早期対応の協議 【緊急事態宣言発出時】 ・市対策本部の設置	・対策本部の設置 ・対策本部会議を通じた対策の協議・実施	・感染拡大に伴う対策の変更決定	・市対策本部の廃止（緊急事態解除宣言発出時） ・対策の評価・見直し
情報収集・サーベイランス	・情報収集 ・国や県が実施するサーベイランスへの協力	・情報収集 ・国や県が実施するサーベイランスへの協力	・情報収集 ・国や県が実施するサーベイランスへの協力	・情報収集 ・国や県が実施するサーベイランスへの協力	・情報収集 ・国や県が実施するサーベイランスへの協力	・情報収集 ・国や県が実施するサーベイランスへの協力
情報提供・共有	・情報提供、共有について庁内外の体制整備 ・相談窓口設置の準備	・多様な手段による情報提供 ・相談窓口の設置	・多様な手段による情報提供 ・相談窓口の体制充実・強化	・多様な手段による情報提供 ・相談窓口の体制充実・強化	・多様な手段による情報提供 ・相談窓口の継続	・第二波の可能性の情報提供 ・相談内容の集約と共有化 ・相談窓口の縮小

項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
予防・まん延防止	個人レベル、地域・職場レベルでの感染予防や対応方法について普及啓発	発生状況や感染防止策の情報提供	- 市民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 - 休校等の適切な実施	- 市民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 - 休校等の適切な実施 【緊急事態宣言発出時】 - 外出自粛要請、施設の使用制限等（県が実施、適宜協力）	- 市民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 - 休校等の適切な実施	発生状況・注意喚起に関する国の見直し内容を市民に周知
予防接種	特定接種、住民接種の体制整備	- 特定接種の準備、開始 - 住民接種の準備	- 特定接種の実施 - 住民接種の順次開始	- 特定接種の継続 - 住民接種の継続	- 特定接種の継続 - 住民接種の継続	流行の第二波に備えた住民接種の継続
医療	- 県が実施する医療体制の確保への協力 - 医療資器材の備蓄・整備	- 県が示す新型インフルエンザ等の症例定義の周知 - 県が実施する医療体制整備への協力	県が実施する医療体制整備への協力	- 県が実施する医療体制整備への協力 【緊急事態宣言発出時】 - 医療等の確保（県が実施、適宜協力）	- 県が実施する医療体制整備への協力 - 在宅療養者への支援 【緊急事態宣言発出時】 - 医療等の確保 - 臨時医療施設の設置（県が実施、適宜協力）	流行の第二波に備える
市民生活及び市民経済の安定の確保	- 要援護者への生活支援の方法の検討 - 火葬能力の把握 - 物資の備蓄	- 県が実施する事業者に対する感染防止策周知への協力 - 遺体への対応の検討	- 県が実施する事業者に対する感染防止策周知への協力 - 市民に対し、物資の購入に際しての適切な行動を呼びかけ	- 県が実施する事業者に対する感染防止策周知への協力 - 市民に対し、物資の購入に際しての適切な行動を呼びかけ 【緊急事態宣言発出時】 - 指定（地方）公共機関は業務実施に必要な措置開始 - 緊急物資の運送 - 市は物資の供給確保等を事業者等に要請	- 県が実施する事業者に対する感染防止策周知への協力 - 市民に対し、物資の購入に際しての適切な行動を呼びかけ 【緊急事態宣言発出時】 - 指定（地方）公共機関は事業継続 - 緊急物資の運送 - 市は物資の供給確保等を事業者等に要請 - 要援護者の生活支援	- 市民に対し、物資の購入に際しての適切な行動を呼びかけ 【緊急事態宣言発出時】 - 業務の再開 - 緊急事態措置の縮小もしくは中止